家きんの飼育場所を緊急消毒してください!

今シーズンは、高病原性鳥インフルエンザの全国的な発生 リスクが高まっており、まん延防止のため家畜伝染病予防法 第30条に基づく全国一斉の緊急消毒が決まりました。

以下の方法で消石灰を散布してください。

消毒方法

畜舎周囲及び農場外縁部の消石灰散布

鶏小屋の周囲幅約1メートル、 1平方メートル当たり約0.5~1kg 石灰を散布するのが基準とされています。

石灰帯 (1m幅) 鶏小屋

緊急消毒期間

令和2年12月15日~25日

(期間が終了しても、継続して消毒実施をお願いします)

- 強アルカリ性の消石灰散布により鳥インフルエンザウイルスを消毒
- ・消石灰はホームセンター等で販売している肥料用消石灰が利用できますが、受 け取りに来られる方にはお譲りすることもできますので、以下までご連絡くだ さい。
- ○京都市在住の方

京都市北部農業振興センター(北区・上京区・左京区にお住いの方) TEL 075-493-6660 京都市西部農業振興センター(中京区・下京区・南区・右京区(京北地域を除く)

・西京区にお住まいの方)

TEL 075-321-0551 京都市東部農業振興センター (東山区・山科区・伏見区にお住いの方) TEL 075-641-4340 京都市京北農林業振興センター(右京区京北地域にお住いの方) TEL 075-852-1817

○京都市以外に在住の方

京都府山城家畜保健衛生所 TEL 0774-52-2040

<参考>家畜伝染病予防法第30条

都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止する必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対 し、農林水産省令の定めるところにより、<u>消毒方法</u>、清掃方法又はねずみ、こん虫等の駆除方法を<u>実施</u> すべき旨を命ずることができる。

万一、本病が発生した場合は、家きんや卵の流通が制限を受けたり、風評 被害等の影響が懸念されます。

飼育している家きんを守り抜きましょう!

京都府山城家畜保健衛生所 TFI: 0774-52-2040